

令和2年改正 会社法の概要

日本広告業協会
法務委員長 長谷川雅典

第1. 改正の目的

会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(法務省「会社法の一部を改正する法律 理由」)

第2. 改正の概要（一部を除き2021年3月1日施行）

I. 株主総会資料の電子提供制度（未施行）

1. 現行制度

(1) ご参考

当社の定時株主総会においては、以下の広義の招集通知（1つの冊子）と議決権行使書面を郵送し、一部をウェブ開示している。

【広義の招集通知】

- ① 狭義の招集通知
- ② 株主総会参考書類
- ③ 事業報告
- ④ 計算書類（監査報告・会計監査報告）
- ⑤ 連結計算書類

【議決権行使書面】

- ⑥ 議決権行使書面

(2) 株主総会の招集手続

ア) 公開会社の場合

- a. 株主総会の招集の通知

- ・ 会社は、会日の二週間前までに、各株主（種類株主）に対して、招集の通知を発しなければならない。（299条1項）
- ・ 原則として書面による通知、株主の承諾を得れば電磁的方法による通知が可能。（299条3項）

b. 株主総会参考書類・議決権行使書面

- ・ 書面または電磁的方法によって議決権行使ができる場合には、招集の通知に際して、株主に対し、これらの書面を交付する。（301条・302条）
- ・ 招集通知の電磁的方法による通知について承諾をした株主に対し、同通知を発するときは、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書面の内容を電磁的方法によって提供することができる。（301条・302条）
- ・ 一部の事項についてはウェブ開示が可能。ただし、定款の定めが必要。（施行規則94条1項）

c. 計算書類・事業報告（監査報告・会計監査報告）・連結計算書類

- ・ 定時株主総会においては、取締役は、招集の通知に際して、計算書類・事業報告を提供しなければならない。（437条）
- ・ 取締役会設置会社が会計監査人設置会社である場合（ex.上場会社）は、株主に対し、連結計算書類を提供しなければならない。（444条6項）
- ・ 招集通知の電磁的方法による通知について承諾をした株主に対し、同通知を発するときは、事業報告及び計算書類等の交付に代えて、これらの書面の内容を電磁的方法によって提供することができる。（施行規則133条2項2号、計算規則133条2項2号・134条1項2号）
- ・ 一部の事項（個別注記表、連結計算書類等）についてはウェブ開示が可能。ただし、定款の定めが必要。（施行規則133条3項、計算規則133条4項・134条4項）

イ) 全株式譲渡制限会社の場合

- ・ 招集期間は1週間だが、定款によりその期間を短縮することもできる。ただし、書面または電磁的方法によって議決権行使ができる場合には、二週間前の通知が必要。（299条1項）
- ・ 全株式譲渡制限会社が取締役会設置会社以外の会社であって、かつ、書面または電磁的方法によって議決権行使ができない場合には、招集通知の方法に関する規制はない。ただし、それ以外の場合（たとえば、全株式譲渡制限会社が取締役会設置会社である場合等）は公開会社の株主総会の招集と変わらない。（299条2項1号・2号）

ウ) 小まとめ

- ・ 現行制度においても、株主総会招集手続の電子化に関し、①招集通知の電子化と②ウェブ開示という2つの方法が存在している。
- ・ ただし、①たとえば上場会社においては全株主から個別同意を得ることは困難であり、②ウェブ開示が可能な書面は限定されていることもあり、全面的な株主総会招集手続の電子化はできていなかった。

2. 株主総会資料の電子提供制度

(1) 概要

- ・ 電子提供措置＋書面による招集通知＋書面交付請求のセットによる制度。
- ・ 株主総会の3週間前から電子提供措置を講じ、2週間前までに電子提供措置を行ったURLを記載した書面による招集通知を送付するという流れ。
- ・ インターネットにアクセスできない株主などからの書面交付請求に別途対応。

(2) 電子提供措置に関する定款の定め

- ・ 株式会社は、取締役が株主総会の招集の手続を行うときは、以下の資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることができる。定款には、電子提供措置をとる旨を定めればよい。(325条の2)
 - ✓ 株主総会参考書類
 - ✓ 議決権行使書面
 - ✓ 計算書類・事業報告
 - ✓ 連結計算書類
- ・ 電子提供措置とは、電磁的方法により株主が情報の提供を受けることができる状態に置く措置（ウェブサイトへの掲載等）。(325条の2)
- ・ 上場会社には、義務付け。
 - ✓ 振替株式を発行する会社（上場会社）は、電子提供措置（会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとる旨を定款で定めなければならない。（社債、株式等の振替に関する法律159条の2第1項）
 - ✓ 改正会社法施行日において振替株式を発行している会社は、施行日とその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律10条2項）

(3) 株主総会招集手続の流れ

- ・ 株主総会の3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日から株主総会の日後3か月を経過するまでの間、以下の事項に係る情報について、電子提供

措置をとらなければならない。(325条の3第1項)

- ✓ 株主総会の日時及び場所
 - ✓ 株主総会の目的
 - ✓ 書面又は電磁的方法による議決権行使ができる旨
 - ✓ 株主総会参考資料・議決権行使書面に記載すべき事項
 - ✓ 株主提案議案の要領
 - ✓ 計算書類・事業報告
 - ✓ 連結計算書類
 - ✓ 上記を修正したときは、その旨と修正前の事項
- ・ 株主総会の日の2週間前までに、取締役は招集通知を発しなければならない。書面又は電磁的方法による議決権行使ができる場合、又は取締役会設置会社の場合には、通知は書面による。(299条1項・2項)。
 - ・ 電子提供措置を採用した場合には、全株式譲渡制限会社の特例の適用はない。(325条の4第1項)
 - ・ 電子提供措置を採用した場合の招集通知には、書面行使期限、書面行使と電磁的方法による議決権行使が異なる場合の取扱い等、従来記載が義務付けられていた事項の記載が不要になる。代わりに、電子提供措置がなされているサイトのURLの記載が必要となる。(325条の4第2項)

(4) 書面交付請求

- ・ 株主は、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができる。(325条の5第1項)
- ・ 基準日までに書面交付請求をした者に限る。(325条の5第2項)
- ・ 書面交付請求は、いったんなされると、その後の全ての株主総会で適用される。そのため、会社に効果を遮断するための終了異議催告制度が設けられている。(325条の5第4項・5項)
 - ✓ 書面交付請求の日から1年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(催告期間)内に異議を述べるべき旨を催告することができる。
 - ✓ 催告期間は1か月以上。
 - ✓ 催告期間内に異議がなければ、催告期間を経過したときに書面交付請求の効力は失われる。

(5) 電子提供措置の中断

- ・ 電子提供措置期間中に、電子提供装置の中断が生じた場合において、以下のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は影響を及ぼさない。

- ✓ 会社の善意無重過失、又は会社に正当な事由があること。
 - ✓ 中断時間の合計が電子提供措置期間の 10 分の 1 を超えないこと。
 - ✓ 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に中断が生じたときは、当該期間中において中断時間の合計が 10 分の 1 を超えないこと。
 - ✓ 中断が生じたことを知った後速やかにその旨、時間・中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと。
- ・ 電子提供措置の中断とは以下の通り。
 - ✓ 株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと。
 - ✓ 情報がその状態に置かれた後、改変されたこと。
- (6) スケジュール
- ・ 公布の日（2020 年 12 月 10 日）から 3 年 6 月（2023 年 5 月）を超えない範囲内で施行する。

II. 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

1. 株主提案権の概要

- ・ 株主提案権は、①議題提出権（303 条）、②議案提出権（304 条）、③議案要領通知請求権（305 条）の 3 つから構成される。「取締役選任の件」「定款変更の件」等が「議題」に当たり、「A 氏を取締役に選任する」等が「議案」に当たる。
- ・ 株主は、取締役に対し、株主総会の日から 8 週間前までに、株主総会の目的である事項（議題）について、株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知することを請求することができる。

2. 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置

- ・ 議案の通知請求権の対象となる議案数を制限するという改正。取締役会設置会社の株主が議案の通知請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が 10 を超えるときは、10 を超える数に相当することとなる数の議案は議案の通知請求権の対象とはならない。（305 条 4 項）
- ・ 議案提出権の行使そのものを制限する規定ではないが、事実上、議案提出権の行使に数的なキャップをはめるという効果を期待したものと思われる。
- ・ 議案の通知請求権が認められなかった議案について、株主総会当日にどのように取り扱うか？
 - ✓ 株主総会は、298 条 1 項 2 号に掲げる事項以外の事項については、決議をすること

はできない。(309条5項)

- ・ カウント方法は以下の通り。

役員等の選任に関する議案	役員等の候補の数にかかわらず、1つの議案とする。
役員等の解任に関する議案	対象となる役員等の数にかかわらず、1つの議案とする。
会計監査人を再任しないことに関する議案	対象となる会計監査人の数にかかわらず、1つの議案とする。
定款変更に関する2つ以上の議案	当該2つ以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを1つの議案とする。

- ・ 10を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役が定める。ただし、事前に議案相互間の優先順位を定めている場合には、この優先順位に従う。(305条5項)
- ・ 改正法案では、改正法案では、株主提案の目的による議案の提案の制限として、以下の2つの実質的な要件も検討されていた。(304条と305条の規定を適用しない)
 - ✓ 株主が専ら人の名誉を侵害し、侮辱し、若しくは困惑させ、又は、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で請求する場合
 - ✓ 株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害される場合

III. 取締役会等に関する規律の見直し

1. 取締役の報酬に関する規律の見直し

報酬は、取締役に適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となり得るものであり、これを適切に機能させ、その手続を透明化する必要がある。(会社法の一部を改正する法律の概要 法務省民事局)

- (1) 上場会社等において、取締役の個人別の報酬の内容が株主総会で決定されない場合には、取締役会は、その決定方針を定め、その概要等を開示しなければならないものとする。(361条7項)

- ① 業績連動報酬・非金銭報酬のいずれでもないもの(=非業績連動の金銭報酬)の額又はその算定方法の決定に関する方針
- ② 業績連動報酬の決定に関する方針
- ③ 非金銭報酬の決定に関する方針

- ④ ①②③の報酬の種類ごとの割合の決定に関する方針
- ⑤ 報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針
- ⑥ 報酬の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、次に掲げる事項
 - イ 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当
 - ロ イの者に委任する権限の内容
 - ハ イの者によりロの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容
- ⑦ 第三者に委任する以外の報酬の内容についての決定の方法
- ⑧ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
(施行規則 98 条の 5)

【参考】

- 7. 「役員報酬等」の開示例(記述情報の開示の好事例集 2020 金融庁 2021 年 3 月 22 日)
https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210322/02_7.pdf

株式会社電通グループ 2020 年 12 月期有価証券報告書 33 頁乃至 35 頁
https://ssl4.eir-parts.net/doc/4324/yuho_pdf/S100L0TZ/00.pdf

- (2) 取締役の報酬として株式等を付与する場合の株主総会の決議事項に、株式等の数の上限等を加える。(361 条 1 項 3 号乃至 5 号)
- ・ 取締役の報酬についての以下の事項について、定款に定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
 - ① 報酬のうち額が確定しているものについては、その額
 - ② 報酬のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
 - ③ 報酬のうち当該株式会社の募集株式については、当該募集株式の数の上限その他法務省令で定める事項
 - ④ 報酬のうち当該株式会社の募集新株予約権については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項
 - ⑤ 報酬のうち次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該イ又はロに定める事項
 - イ 当該株式会社の募集株式 取締役が引き受ける当該募集株式の数の上限その他法務省令で定める事項
 - ロ 当該株式会社の募集新株予約権 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項
 - ⑥ 報酬等のうち金銭でないもの(募集株式及び募集新株予約権を除く。)については、

その具体的な内容

- ・ 報酬プランによって、決議内容が異なるのか？
 - 事前交付型リストラクテッド・ストック
 - 事後交付型リストラクテッド・ストック
 - パフォーマンス・シェア
 - 株式交付信託
 - ストックオプション
- 経済産業省産業組織課「「攻めの経営」を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～」(2020年9月時点版) 16頁・17頁
<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200930001/20200930001-1.pdf>

(3) 上場会社が取締役の報酬として株式を発行等する場合には、出資の履行を要しないものとする。(202条の2、236条3項、4項、361条1項、409条3項)

- ・ 従来は、募集株式の無償発行又は無償処分、無償行使が可能な募集新株予約権の発行は認められていなかった。そのため、実務的には報酬債権の現物出資・報酬債権との相殺等の手法や、1円ストックオプションの発行等の手法が採られていた。
- ・ 改正により、上場会社については、取締役の報酬として
 - 株式を発行等する場合には、金銭の払込み等を要しない。
 - 募集新株予約権を発行する場合には、行使に際して金銭の払込み等を要しない。
- ・ ただし、どこまで活用されるかはわからない。
 - 上場会社に限定される。
 - 株式報酬制度を新規導入・変更を予定する株式会社を対象となると思われる。
 - 取締役の報酬に限定される。(非取締役の執行役員に対し、株式報酬制度を採用している場合、取締役の報酬だけ、新制度に基づいて実施するのは煩雑)

(4) 事業報告による情報開示を充実させる。(施行規則121条4号乃至6号)

2. 会社補償及び役員等のために締結される保険契約に関する規律の整備

いずれも実務的には行われてきたが、今回の改正において明文で認められた。

(1) 会社補償(430条の2)

- ・ 株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約(補償契約)の内容の決定をするには、株主総会(取締役会設置会

社にあっては、取締役会)の決議によらなければならない。

- ① 役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
 - ② 役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - イ 損害を賠償することにより生ずる損失
 - ロ 損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、役員等が和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失
- ・ 株式会社は、補償契約を締結している場合であっても、次に掲げる費用等を補償することができない。
 - ① 上記①に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
 - ② 会社が第三者に対して上記②の損害を賠償するとすれば、役員等が会社に対して423条1項の責任を負う場合には、当該責任に係る部分
 - ③ 役員に悪意又は重大な過失があったことにより上記②の責任を負う場合には、損失の全部
 - ・ 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び補償を受けた取締役は、遅滞なく、補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならない。(執行役について準用)
 - ・ 株主総会参考書類における開示の対象(施行規則74条1項5号)、公開会社においては、事業報告での開示の対象(施行規則121条3号の2乃至3号の4)。

(2) 保険契約(430条の3)

- ・ 役員等賠償責任保険契約の内容の決定をするには、株主総会(取締役会設置会社においては、取締役会)の決議によらなければならない。(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものについては決議不要)
 - 役員等賠償責任保険契約
 - ◇ 株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち
 - ◇ 以下によって生じることのある損害を、保険者が填補することを約するものであって
 - 役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと
 - 又は当該責任の追及に係る請求を受けること
 - ◇ 役員等を被保険者とするもの
- ・ 株主総会参考書類における開示の対象(施行規則74条1項6号)、公開会社においては、事業報告での開示の対象(施行規則119条2号、121条の2)。

3. 社外取締役の活用等

(1) 業務執行の社外取締役への委託（348条の2）

- ・ 以下のいずれかに該当する場合は、その都度、取締役（会）の決定によって、業務を執行することを社外取締役に委託することができる。（指名委員会等設置会社においても同様）
 - 当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき
 - 取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるとき
- ・ これにより委託された業務の執行をしても社外性は喪失しない。ただし、社外取締役が業務執行取締役（執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、社外性を喪失する。
- ・ 想定場面としては
 - MBO、完全子会社化
 - 支配権争い、敵対的買収場面
 - 不祥事対応

(2) 社外取締役を置くことの義務付け（327条の2）

- ・ 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法 24 条 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの（上場会社）は、社外取締役に置かなければならない。

IV. その他の改正

1. 社債の管理に関する規律の見直し

(1) 社債管理補助者制度の新設

- ・ 会社は、原則として、社債権者の法定代理人である社債管理者（銀行・信託銀行等の金融機関）を設置しなければならない（702条本文・703条）。
- ・ 例外として、各社債の金額が1億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、社債管理者の設置義務はない（702条ただし書）。
- ・ 社債管理者を設置する義務を負わない会社について、任意の社債管理補助者の制度が設けられた。（714条の2）
 - 社債管理補助者の有資格者として、弁護士・弁護士法人も含まれるようになった。

(施行規則 171 条の 2)

- 権限が限定される反面、義務違反が問われる場面が限定される。

(2) 社債権者集会

- ・ 社債管理者は、社債権者集会の決議によって、社債の債務免除ができることが明確になった。(706 条 1 項 1 号)
- ・ 議決権者の全員が書面等により同意した場合には、社債権者集会の決議の省略ができるようになった。(735 条の 2)

2. 株式交付制度の創設 (2 条 32 号の 2)

- ・ 株式会社が他の株式会社をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。
 - ・ ただし、以下のような限界がある。
 - 外国会社・持分会社（合同会社等）の子会社化には使用できない。
 - 子会社化（50%未満⇒50%超）以外の場面（20%⇒34%、51%⇒67%）では使用できない。
 - 買収者が外国会社・持分会社（合同会社等）の場合には使用できない。
- cf. 従来、自らの株式を対価として買収する際には、以下の株式交換、現物出資といった方法がとられていた。
- 株式交換：完全子会社化する場面でしか使用できない。
 - 現物出資：検査役の調査（207 条）、価値填補責任（212 条）を負い、有利発行規制（199 条 3 項）の適用もありうる。

以上